

南会津地域PR動画（春・夏版）制作業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が受託業者〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「南会津地域PR動画（春・夏版）制作業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会津地域PR動画（春・夏版）制作業務

3 業務の目的

南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「本地域」という。）の美しい自然、伝統文化、工芸、芸術、食、アクティビティなどの多様で魅力あふれる春・夏のコンテンツを、動画を通じて地域内外に発信することで、本地域の認知度及びイメージ向上を図り、本地域の交流人口拡大につなげることを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務の内容

○PR動画制作

（1）企画・構成

ア 本地域の美しい自然、伝統文化、工芸、芸術、食、アクティビティなどの多様で魅力あふれる春・夏のコンテンツを発信する構成とし、また体験者目線の動画構成とするなど、動画視聴者が本地域の魅力を感じやすい動画を企画すること。

イ 動画視聴者の主なターゲット層は20代～30代の女性とし、女性の興味を惹きやすい動画を企画すること。

（例）

- ・ 本地域を旅する女性が旅のVlog（※）を撮影する様子やその撮影したVlog動画、本地域の美しい景色の動画などを組み合わせ、より女性の興味を惹きやすい動画にする

※ 体験者自身がカメラを回し、体験者目線の映像や体験映像に、BGMや字幕を付けて作成した動画形式のブログのこと

- ・ 主なターゲット層が「可愛い」「きれい」「SNSにあげたい」等と感じ、思わず写真を撮りたくなるようなコンテンツを中心とした構成にする 等

ウ 上記イで提案した企画がなぜ主なターゲット層に訴求するのか、分析や趣旨等を加えて具体的に提案すること。なお、主なターゲット層の詳細なペルソナなどが設定されていることが望ましい。

エ 制作する動画のうち、特に長編（5（3）アで示す長編を指す）に関してはストーリー仕立てにするなど、動画視聴者が最後まで動画を見たいくなるような工夫をすること

オ 制作する動画には「五感で感じる、自然と文化 南会津」のロゴを使用し、また「五感で感じる、自然と文化 南会津」というキャッチコピーとリンクした内容の動画を企画すること。

カ YouTuber とのタイアップなども可能とするが、具体的な YouTuber を選定し、（1）ウにより提案すること。

（2）撮影

企画構成に基づき、動画制作に必要な映像や写真の撮影を行うこと。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集

イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に必要な費用

（3）編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、テロップの挿入の編集作業を行うこと。納品までに複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。なお、テロップとして動画に挿入する観光施設等の名称や説明等については、受託者が、各観光施設等管理者に確認を行うものとする。動画の要件については、次のとおりとする。

ア 原則、約 15 秒（短編）、約 30 秒（中編）、約 3～10 分（長編）の 3 パターンの動画を作成することとし、各再生時間に合った内容とすること。なお、長編については、ターゲットや動画の構成により、提示する時間内で動画尺を提案すること。

イ YouTube や Instagram といった SNS、イベント会場など、幅広い場面で放映することを考慮した動画に仕上げること。

ウ 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

エ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

（4）動画のサムネイル

動画のサムネイルを作成すること。サムネイルは動画視聴者の目を惹くものとし、また上記（3）アで示した 3 パターンの動画分全て作成すること。

（5）動画の規格等

- ア YouTube 等に掲載可能な保存形式とすること。(例：MPEG2 など)
- イ 家庭用再生機器及びパーソナルコンピュータで再生できること。

6 提出書類

- (1) 業務開始時に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届 (様式第 1 号)
 - イ 実施工程表 (任意様式)
 - ウ 責任者・担当者一覧 (任意様式)
 - エ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
 - (2) 業務完了時に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了報告書 (様式第 2 号)
 - イ 事業実施報告書 (任意様式) (紙媒体：1 部、電子データ：一式)
 - ウ PR 動画 (電子データ：一式)
 - エ PR 動画のサムネイル (電子データ：一式)
 - オ その他委託者が指示するもの 一式
- ※ なお、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議し、調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議しながら作業を進めること。
- (3) 協議による変更等については速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

8 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更
 - 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項
 - 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者が協議し対応するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権、意匠権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(4) 本業務の進行状況について、委託者に定期的に報告すること。